# 横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第420号)

平成17年11月4日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成16年12月27日西区政第92号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「9/15西区役所広報相談係佐藤氏が○○に対しDr. サインの有無など当方が必要と考えられる情報が適切に開示されないおそれがあるにも関わらず具体的な説明もなしに個人氏名記載の消去を電話にて指示連絡した件についてその判断ないし指示を下した行政責任者名」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

#### 1 審査会の結論

横浜市長が、「9/15西区役所広報相談係佐藤氏が〇〇に対しDr. サインの有無など 当方が必要と考えられる情報が適切に開示されないおそれがあるにも関わらず具体的な 説明もなしに個人氏名記載の消去を電話にて指示連絡した件についてその判断ないし指 示を下した行政責任者名」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

#### 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「9/15西区役所広報相談係佐藤氏が〇〇に対しDr. サインの有無など当方が必要と考えられる情報が適切に開示されないおそれがあるにも関わらず具体的な説明もなしに個人氏名記載の消去を電話にて指示連絡した件についてその判断ないし指示を下した行政責任者名」(以下「本件個人情報」という。)の個人情報本人開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成16年11月16日付で行った、個人情報非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

#### 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報は存在しないため、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成12年2月横浜市条例第2号。平成17年2月横浜市条例第6号による改正前のもの。以下「旧個人情報保護条例」という。)第20条第2項の規定に基づき非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 実施機関は、横浜市の情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。 以下「情報公開条例」という。)に基づき行政文書の開示請求があった場合、何人に 対しても開示できる情報を公開しているが、特定の個人名を記載した行政文書の開示 請求を受けた場合、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけ で、非開示情報を開示してしまうことになるため、開示請求書に特定の個人名が記載 された場合には、存否応答拒否処分とならないように開示請求者に対して説明の上、 補正を指示している。
- (2) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、平成16年9月15日に西区総務部区政 推進課(以下「区政推進課」という。)において、行政文書の開示請求を行っている が、その際、区政推進課は、行政文書の開示請求書に個人名の記載があると開示でき

なくなる可能性があるという説明を申立人に行い、了解を得た上で開示請求書の補正 を行った。

- (3) 当該開示請求書の補正に際し、市民局市民情報室市民情報課(以下「市民情報課」という。)と連携・調整を図り対応しているが、市民情報課との連絡は電話で行っており、本件請求の対象となる個人情報を記録した行政文書は作成しておらず保有していないため非開示とした。
- 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、 次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
  - 9月16日朝9時過ぎ区政推進課職員の指示通り個人氏名記載を消去した分はDr. サインは無く、後日再請求を他の場所から提出した分にはDr. サインがあった。
- (2) 区政推進課で請求を行った際、請求書の書き方について1時間20分くらいどうのこうのと言われた後、やっと受理された。

すると翌日の午前9時ごろに個人氏名を開示請求書から削除するように西区役 所職員から電話で言われて、その時はよくわからなかったので了承した。

区政推進課職員は、なぜ長時間待たせて、氏名を削除させたりしたのか。担当職員は担当課と申立人の間で行ったり来たりしていた。担当の職員は、申立人が一度請求した際にも立ち会った職員なので、申立人の案件をよく知っているにもかかわらず、時間ばかりかかり、書き方の説明は何もしなかった。

- (3) 個人情報本人開示請求と行政文書の開示請求のどちらで請求を行うのかを選択するのは請求者であるのに、職員が勝手に判断するのはおかしい。
- (4) 具体的な説明無しに開示請求書から個人氏名を削除することは、どの法律の根拠に 基づいて行っているのか説明してほしい。
- (5) 個人情報本人開示請求と行政文書の開示請求の違いを説明するのは窓口での担当職員の責務であるが、説明しない理由と根拠法律等を説明してほしい。
- 5 審査会の判断
- (1) 条例改正について

旧個人情報保護条例は、平成17年2月横浜市条例第6号により改正されたが、本件 処分は旧個人情報保護条例に基づき行われたものであるため、当審査会では、旧個人 情報保護条例の規定により本件処分の妥当性について判断する。

(2) 本件個人情報について

申立人は、平成16年9月15日に区政推進課において行政文書の開示請求を行い、当該請求が受理された後、翌日の区政推進課からの電話連絡で開示請求書に記載された個人氏名の消去について説明を受け、個人氏名を消去することを了承している。このことから、申立人は、当該消去について申立人に電話連絡することの判断又は指示を行った行政責任者名を本件個人情報として、本件請求を行ったものと認められる。

- (3) 本件個人情報の不存在について
  - ア 実施機関によれば、開示請求書の行政文書の名称等を記載する欄に特定の個人氏名が記載されると存否応答拒否処分となり開示できなくなる可能性があることを、電話で申立人に説明した上で、申立人から個人氏名を削除することの了解を得て開示請求書の補正を行っているが、その際に市民情報課との連絡及び調整は電話で行っており、申立人が求める本件個人情報を記載した文書は作成しておらず保有していないと説明している。
  - イ そこで当審査会は、本件個人情報の存否について確認するため、平成17年8月5 日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。
  - (ア) 区政推進課では、今年4月からの4か月間で10件ほどの個人情報本人開示請求 を受け付けている。

区政推進課で受付をする個人情報本人開示請求は、戸籍や保険に係るものなどが多く、その場合は当区庁舎内に所管課があるため、所管課に連絡し、所管課の職員が請求者と直接話をすることができることから文書の特定が比較的短時間で適切に行われる。

- (イ) 平成16年9月15日午後4時ごろ、申立人から開示請求を受けた3件については、 所管課が西区以外の部署であり、3つの所管課と電話で連絡を取りながら請求を 受け付けていたため、文書の特定に時間がかかり、結果的に申立人を長い時間待 たせることとなってしまった。
- (ウ) 開示請求書に記載された個人氏名については、申立人が帰った後に市民情報課に対し、請求内容を伝えたときに気付いたものである。区政推進課と市民情報課との連絡・調整の結果、このまま請求を受け付けた場合に存否応答拒否処分となる可能性があると考えたが、既に時間も遅かったため、翌日の朝申立人に電話で説明することとした。

- (エ) 開示請求の翌日午前9時ごろ、申立人に電話で開示請求書の個人氏名の記載について説明し、申立人の了解を得て開示請求書の個人氏名を消去した。
- (オ) 電話で連絡した日の昼ごろ、申立人宅を訪問し再度説明しようとしたが、会う ことを拒まれた。
- ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

情報公開条例第6条第2項に規定する補正とは、記載漏れがある場合や記載内容の意味が不明な場合など開示請求書に形式上の不備がある場合に、開示請求者に対し求めるものであるが、本件の場合は、開示請求書に形式上の不備があるため申立人に補正を求めたものではなく、行政文書の開示請求書に個人氏名が記載されていると情報公開制度においては、存否応答拒否処分になる可能性が高く、申立人の予期しない結果になり得ると予想したことから、実施機関が市民情報課とも調整した結果、開示請求書から個人氏名を削除したほうがよいことを申立人に電話で説明したものであると認められる。

申立人は、開示請求書に記載した個人氏名を削除することについて、実施機関から説明をされなかったと主張するが、申立人は開示請求書に記載した個人氏名を削除することを了承していることから、実施機関が申立人に対し説明を行っていると推認される。

エ これらのことから、本件については、実施機関が申立人に対し開示請求書の記載について説明を行っているものと認められるが、これは一般的な情報公開制度について説明を行ったにとどまるものと考えることが適当である。このような一般的な情報公開制度の説明であれば、情報公開の受付窓口としての通常業務と考えられるため、開示請求書に記載された個人氏名の消去について申立人に電話連絡するとの判断又は指示をした責任者名を記載した文書を作成していないことも不自然ではなく、本件個人情報は存在しないとした実施機関の主張に特段不合理な点は認められないと判断した。

### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

## 《参考》

## 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
平成16年12月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成17年1月27日 (第55回第一部会) 平成17年1月28日 (第56回第二部会)	・諮問の報告
平成17年4月8日(第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年6月17日 (第4回第三部会)	• 審議
平成17年7月1日(第5回第三部会)	• 審議
平成17年7月15日 (第6回第三部会)	<ul><li>・異議申立人の意見陳述</li><li>・審議</li></ul>
平成17年8月5日 (第7回第三部会)	<ul><li>・実施機関から事情聴取</li><li>・審議</li></ul>
平成17年9月2日 (第9回第三部会)	•審議